

履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																	
北部農と緑の総合事務所	契約の履行完了に伴う検査（履行確認）は、予め決裁により指定された職員が行わなければならないが、下記の業務における検査については、検査員として指定されていない者が検査を行っていた。 業務名称：タクシー使用料 <table><tr><th>タクシー使用日</th><th>検査日</th><th>金額</th></tr><tr><td>令和6年7月15日</td><td rowspan="2">令和6年7月16日</td><td>20,000円</td></tr><tr><td></td><td>8,500円</td></tr><tr><td>令和6年7月16日</td><td></td><td>8,150円</td></tr><tr><td>令和6年8月8日</td><td>令和6年8月9日</td><td>5,300円</td></tr><tr><td>令和6年9月22日</td><td>令和6年9月24日</td><td>18,790円</td></tr></table>	タクシー使用日	検査日	金額	令和6年7月15日	令和6年7月16日	20,000円		8,500円	令和6年7月16日		8,150円	令和6年8月8日	令和6年8月9日	5,300円	令和6年9月22日	令和6年9月24日	18,790円	検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【地方自治法】 （契約の履行の確保） 第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。 【令和7年5月1日付け改正前の大阪府財務規則】 （検査） 第69条 4 契約局長若しくは契約担当者又はこれらの者が指定する職員は、法第234条の2第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書（様式第36号）を作成しなければならない。ただし、当該検査に係る契約の契約代金が150万円以下であるとき又は当該契約が知事が別に定めるものに該当するときは、納品書、工事の完了届書、請求書等に当該検査を行った旨を記載の上記名し、又は知事が別に定める方法により当該契約担当者若しくはその指定する職員が検査したことを示すことによってこれに代えることができる。 【大阪府財務規則の運用】 第69条関係 2 規則第69条第2項による指定及び同条第4項に規定する職員の指定は、決裁により行わなければならない。
タクシー使用日	検査日	金額																	
令和6年7月15日	令和6年7月16日	20,000円																	
		8,500円																	
令和6年7月16日		8,150円																	
令和6年8月8日	令和6年8月9日	5,300円																	
令和6年9月22日	令和6年9月24日	18,790円																	
措置の内容																			
検出事項の原因は、検査員をあらかじめ指定する手続として、事務担当者及び決裁者に当該業務に関する検査員の指定が必要との認識がなかったことにある。 再発防止策として、今後は定例業務に係る検査員の指定手続を年度当初に行うとともに、急遽発生する業務に係る検査については、支出負担行為決裁時に検査員を指定する。また、検査実施時にも指定状況の確認を行うよう徹底することとした。なお、検査員の未指定を防ぐため、所属職員に対し注意喚起を行うとともに、会計事務職場研修にて財務規則第69条第4項及び大阪府財務規則の運用第69条関係第2項に基づく事務の周知を行った。																			

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月6日）